

BEST2014

■2014年6月号 p. 2

誤：乙が刑事未成年（刑法14条）

正：乙が刑事未成年（刑法41条）

■2014年6月号 p. 124 No. 32 解説（1）～（4）

解説を以下のように変更します。

（1）

先着した警ら用無線自動車は、現場報告車両として、現場の状況を迅速に逐次、基幹系無線で通信指令本部へ報告する。警ら用無線自動車は犯罪現場に集中しやすいのでその弊害をなくして犯人検挙に当たる。

（2）

誤：現場に立ち入る場合は、犯人の「入り」「出」と思われる箇所、

正：現場の

（3）

誤：逃走途上中に、他の勤務に優先し

正：逃走中であるので

（4）

警察官をおびき出すための虚偽の訴出の可能性もあることから、訴出人に道案内させる場合は先行させるようにする。

※解答に変更はありません。